

平成 28 年 11 月 30 日
浪江町
独立行政法人都市再生機構
復興庁

東日本大震災復興関係

浪江町とUR都市機構が「復興まちづくりの 推進に向けた覚書」を交換しました

平成 28 年 11 月 29 日、浪江町における復興まちづくりの加速化を図るため、浪江町とUR都市機構は、復興庁の立会いの下、「浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換したのでお知らせします。

この覚書は、浪江町復興計画や浪江町復興まちづくり計画等に位置づけられた復興まちづくりの加速化を図るため、UR都市機構がこれまでのまちづくりや過去の震災、東日本大震災からの復興まちづくりを実施している経験を活かし、浪江町と相互協力していくことを確認したものです。（相互協力の概要は別紙参照）

別添 覚書



写真左より
馬場 有 浪江町長
中島正弘 UR都市機構理事長
岡本全勝 福島復興再生総局事務局長

(お問い合わせ先)

浪江町役場 復興推進課

主幹 竹内 電話 0243 (62) 4731

UR都市機構 震災復興支援室 事業チーム

チームリーダー 松永 電話 045 (650) 0874

復興庁 原子力災害復興班

参事官補佐 須藤 電話 03 (6328) 0252

浪江町とUR都市機構の「浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書」
に基づく相互協力の概要

浪江町は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故からの町の復興を加速化させていくため、平成24年10月に浪江町の復興に係る理念・基本方針、具体的な施策や取組の方向性をまとめた「浪江町復興計画【第一次】」を策定いたしました。また、平成26年3月には、復興計画【第一次】に基づいた避難指示解除に向けたまちづくりの方針を定めた「浪江町復興まちづくり計画」を策定しております。

復興計画や復興まちづくり計画では、「浪江町全体の復興拠点」や「復興拠点の中心」を集中してインフラ等復旧・整備するとともに、復興拠点を足がかりに段階的に整備地域を拡大し、浪江町すべての町民が幸せな暮らしを取り戻せるよう、復興を進めていくことが明記されております。

11月29日に交換いたしました覚書は、UR都市機構がこれまでのまちづくりや過去の震災復興支援、東日本大震災からの復興まちづくりに係る経験の中で培ってきた技術力やノウハウを活かし、浪江町が行っていく復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、UR都市機構が技術的な助言および提案、ノウハウの提供その他の技術支援を行うこと等により、浪江町と相互協力していくことを確認するものです。

この覚書の交換により、浪江町の復興まちづくりの更なる加速化を図ります。

(参考)

- ・ 浪江町復興計画（第一次）
<http://www.town.namie.fukushima.jp/site/shinsai/376.html>
- ・ 浪江町復興まちづくり計画
<http://www.town.namie.fukushima.jp/site/shinsai/2014-fukkoumachidukuri.html>

浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書

浪江町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、浪江町の復興まちづくりの一層の推進を図るため、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が定める浪江町復興計画等に掲げられた復興まちづくりの一層の推進を図るため、甲及び乙の相互協力について定めることを目的とする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙は、復興まちづくりの効率的かつ効果的な推進を図るため、必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、甲が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、技術的な助言及び提案、ノウハウの提供その他の技術支援（以下「技術支援」という。）を行うものとする。

3 乙が行う技術支援の具体的な内容については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲が乙に復興まちづくりに関する委託を行う場合は、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年11月29日

甲 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
浪江町長 馬場 有

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 中島 正弘